第三期中期目標

第三期中期計画(案)<R3.11.12 現在> ※赤字・下腺・黄色枠は12/15 常任委員会の指摘

第三期中期計画(案)修正

前 文

県立総合医療センターは、平成24年4月の地方独立行政法人化以降も、北勢医療圏の中核的な病院として、がん医療をはじめとする高度医療や周産期医療について、医療提供体制を充実させるとともに、総合内科や小児外科など各種診療科の新設や最新医療機器の導入などを通じて、付加価値の高い医療サービスの提供に尽力してきた。

また、救命救急センター、地域周産期母子 医療センター、基幹災害拠点病院、第二種感 染症指定医療機関、地域医療支援病院などの 機能を有しながら、本県の政策医療の拠点と して重要な役割を担ってきた。

一方、医療を取り巻く環境は変わりつつあり、超高齢化社会を見据え、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、病床の機能分化・連携、地域包括ケアシステムの推進・深化を図る必要があるほか、新型コロナウイルス感染症が、一般の医療連携体制にも大きな影響を与えたことをふまえ、新たな感染症等が発生した場合に対するさらなる備えが求められる。

さらには、開院から25年以上経過していることから、施設の長寿命化に向けた取組の推進や、南海トラフ地震などの大規模災害への備えの観点から、適切な施設管理が求められる。

前 文

地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、 第三期中期目標に定められた政策医療等を第二期中 期計画に引き続き実施し、地域医療構想を含む三重 県医療計画との整合性を図りながら、医療の質の一 層の向上に取り組むものとする。

また、高度急性期、急性期病棟の体制を維持し、紹介患者及び救急患者の受入れの増加に努めるなど経営基盤の強化を図るとともに、働き方改革に応じた勤務環境の向上やコンプライアンスの徹底を図りながら医療人材の育成に努めるものとする。

さらに、施設の長寿命化に取り組むなど適切な施設管理に努め、新たな感染症や大規模災害の発生時においても医療提供体制を堅持できるよう取り組むものとする。

このため、第三期中期計画を策定し、着実に計画を実施する。

前文

地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、 第三期中期目標に定められた政策医療等を第二期中 期計画に引き続き実施し、地域医療構想を含む三重 県医療計画との整合性を図りながら、医療の質の一 層の向上に取り組むものとする。

また、高度急性期、急性期病棟の体制を維持し、紹介患者<mark>および</mark>救急患者の受入れの増加に努めるなど経営基盤の強化を図るとともに、働き方改革に応じた勤務環境の向上やコンプライアンスの徹底を図りながら医療人材の育成に努めるものとする。

さらに、施設の長寿命化に取り組むなど適切な施設管理に努め、新たな感染症や大規模災害の発生時においても医療提供体制を堅持できるよう取り組むものとする。

このため、第三期中期計画を策定し、着実に計画を実施する。

このため、第三期中期目標においては、これら環境の変化に伴う課題に対応すべく、県が定める地域医療構想を含む三重県医療計画との整合を図りながら、地域の医療機関等との連携を強化し、がん・脳卒中・急性心筋梗塞などの高度医療や、周産期医療などについて、さらに県民に良質で安全・安心な医療を提供するとともに、新たな感染症や大規模災害の発生時においても、医療提供体制が堅持されることを期待する。

また、引き続き、県民や他の医療機関から信頼される病院として、コンプライアンスを 徹底しながら、地方独立行政法人制度や公立 病院改革ガイドライン等を十分活用して、柔 軟かつ効率的な病院運営を行うとともに、働 き方改革に応じた勤務環境の向上や一般社団 法人日本専門医機構が認定を行う専門医制度 に基づいた人材育成機能の充実等を図り、本 県におけるさらなる地域医療の質向上に貢献 することを求め、ここに地方独立行政法人総 合医療センターに示す基本的な方針である第 三期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日 までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等 に対応して、県民に良質な医療を提供できる よう体制の充実を図り、県民から高い評価を 受けられる病院をめざすこと。

(1)診療機能の充実

北勢医療圏の中核的な病院としての役割を 着実に果たすとともに、以下に掲げる機能の 充実について重点的に取り組むこと。

ア 高度医療の提供

がん、脳卒中、急性心筋梗塞に対する高 度医療や先進的な医療部門において、医療 人材や高度医療機器といった法人が有する 人的・物的資源を効果的に運用して、県内 最高水準の医療を提供すること。

がん診療については、がんの標準的・集 学的治療を行う拠点となる医療機関として 医療の質の向上に引き続き努めること。

また、県の循環器病対策推進計画に基づく施策の推進に積極的に取り組むこと。

1 医療の提供

三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、病院が有する医療資源を効果的・効率的に運用し、<mark>県内</mark>の医療機関等と連携して質の高い医療を提供する。

(1)診療機能の充実

北勢医療圏の中核的な病院としての役割を着実に 果たすため、高度かつ先進的な医療機能の充実に取り組む。

ア 高度医療の提供

(ア) がん

県がん診療連携準拠点病院として、がん患者の病態に応じた適切な医療を提供できるよう院内のがん診療評価委員会(キャンサーボード)を積極的に活用し、手術、化学療法及び放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療及び標準的治療を行うとともに、緩和ケアチームによる緩和医療を提供する。

特に、肺がん、消化器がん、婦人科がん、乳がん、 泌尿器がん等の治療体制をより一層充実させ、鏡視 下手術等の低侵襲性治療の推進や放射線治療の強 化等を図る。

併せて、早期に地域がん診療連携拠点病院の再指定を受けられるよう、<u>質の高い集学的治療を提供し、新入院患者の受入れに努める</u>。

また、多様化する患者ニーズに対応するため、がんリハビリテーション等、多職種で構成する治療チームの活動強化に努め、地域の医療機関や県がん診療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院を

| 医療の提供

三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、病院が有する医療資源を効果的・効率的に運用し、他の医療機関等と連携して質の高い医療を提供する。

(1)診療機能の充実

北勢医療圏の中核的な病院としての役割を着実に 果たすため、高度かつ先進的な医療機能の充実に取り組む。

ア 高度医療の提供

(ア) がん

県がん診療連携準拠点病院として、がん患者の病態に応じた適切な医療を提供できるよう院内のがん診療評価委員会(キャンサーボード)を積極的に活用し、手術、化学療法<u>および</u>放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療を行うとともに、<u>緩和医療については、地域の医療機関と連携のもと、</u>緩和ケアチームにより患者の状況に適した医療を提供する。

特に、肺がん、消化器がん、婦人科がん、乳がん、 泌尿器がん等の治療体制をより一層充実させ、鏡視 下手術等の低侵襲性治療の推進や放射線治療の強 化等を図る。

併せて、早期に地域がん診療連携拠点病院の再指定を受けられるよう、<u>医療の質の向上に努め、新入院</u> 患者の増加を図る。

また、多様化する患者ニーズに対応するため、が んリハビリテーション等、多職種で構成する治療チームの活動強化に努め、地域の医療機関や県がん診 療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院を はじめとした他の医療機関と連携し、急性期医療から在宅医療まで切れ目のないがん治療の提供を 指す。

指標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
がん手術件数(件)	610	630
化学療法実患者数(人)	571	580
放射線治療件数(件)	3, 234	<u>(各年度)</u> 4, 200
新入院がん患者数(人)	1, 913	2, 160

(イ) 脳卒中・急性心筋梗塞 等

脳卒中・急性心筋梗塞に対応するため、内科系と外科系の診療科の連携により、高度かつ専門的な診療技術及び医療機器を用いた医療サービスを提供する。

脳卒中患者に対する診療については、特に緊急性の高い脳梗塞患者には t - PA (血栓溶解薬) の急性期静脈内投与やカテーテルを使用した血栓回収療法等を要する治療を積極的に行うとともに、多職種が参加する「脳卒中ユニットカンファレンス」(脳神経内科と脳神経外科の連携による症例検討会)を活用し、診療の高度化を図る。

また、地域の医療機関との病診連携の強化を図り、切れ目のないリハビリテーションの提供に努める。

さらに、脳血管救急疾患に対し迅速な診断、治療を行うほか、頭部外傷、脳腫瘍や頸椎・腰椎変形疾患への治療も幅広く対応する。

はじめとした他の医療機関と連携し、急性期医療から在宅医療まで切れ目のないがん治療の提供を<u>めざ</u>す。

指 標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
がん手術件数(件)	610	630
化学療法 実患者数(人)	571	580
放射線治療件数(件)	3, 234	4, 200
新入院がん患者数(人)	1, 913	2, 160

(イ) 脳卒中・急性心筋梗塞 等

脳卒中・急性心筋梗塞に対応するため、内科系と 外科系の診療科の連携により、高度かつ専門的な診 療技術<mark>および</mark>医療機器を用いた医療サービスを提供 する。

脳卒中患者に対する診療については、特に緊急性の高い脳梗塞患者には t-PA (血栓溶解薬) の急性期静脈内投与やカテーテルを使用した血栓回収療法等を要する治療を積極的に行うとともに、多職種が参加する「脳卒中ユニットカンファレンス」を活用し、診療の高度化を図る。

また、地域の医療機関との病診連携の強化を図 り、切れ目のないリハビリテーションの提供に努め る。

さらに、脳血管救急疾患に対し迅速な診断、治療を行うほか、頭部外傷、脳腫瘍や頸椎・腰椎変形疾患への治療も幅広く対応する。

急性心筋梗塞患者に対する診療については、緊急 カテーテル治療に積極的に取り組むとともに、カテーテル治療の困難事例に対しては、迅速にバイパス 手術を実施する体制を整える。

また、患者の身体的負担・QOL(生活の質)向上に配慮し、冠動脈バイパス術適応例には、オフポンプ手術での治療を推進する。

このほか、弁置換術、弁形成術、人工血管置換手 術等を含め、患者の症状に的確に対応したチーム医 療による心臓手術・治療を実施する。

さらに、県の循環器病対策推進計画に基づき、循環器病を発症した患者に対して、速やかに専門的な医療を、効果的かつ効率的に提供できるよう努める。

指標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
t-PA+脳血管内手術件 数(件)(血栓回収療 法を含む。)	63	60

指 標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
心カテーテル治療	281	<u>280</u>
(PCI) +胸部心臓		
血管手術件数 (件)		
(冠動脈バイパス術、		
弁形成術、弁置換術、人		
工血管置換術、心腫瘍		
摘出術、心房中隔欠損		
症手術)		

急性心筋梗塞患者に対する診療については、緊急 カテーテル治療に積極的に取り組むとともに、カテーテル治療の<u>適応とならない</u>事例に対しては、迅速 にバイパス手術を実施する体制を整える。

また、患者の身体的負担・QOL(生活の質)向上に配慮し、冠動脈バイパス術適応例には、オフポンプ手術での治療を推進する。

このほか、弁置換術、弁形成術、人工血管置換手 術等を含め、患者の症状に的確に対応したチーム医 療による心臓手術・治療を実施する。

これらの専門的な治療を提供することにより、県の循環器病対策推進計画に寄与する。

指標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
t-PA+脳血管内手術件数	63	60
(件)(血栓回収療法を含		
む。)		

指標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
心カテーテル治療	281	<u>290</u>
(PCI)+胸部心臓血管		
手術件数 (件)		
(冠動脈バイパス術、弁形		
成術、弁置換術、人工血		
管置換術、心腫瘍摘出		
術、心房中隔欠損症手		
術)		

(ウ) 各診療科の高度化及び医療水準の向上

北勢医療圏の中核的な病院として、病院が有する 医療人材や高度医療機器を効果的に活用し、各診療 科における医療の高度化を図るとともに、県内最高 水準の医療サービスの提供に努める。

また、鏡視下手術等における対象領域の拡大<u>及び</u> 術者の育成に努める。

さらに、ロボット支援手術、膝関節軟骨移植術 等、当院が実施している高度な医療を引き続き提供 するとともに、センター化による部門の横断的な診 療体制の継続に取り組むことにより、地域における 医療水準の向上に寄与する。

指 標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
鏡視下手術件数(件)	794	<u>850</u>

イ 救急医療

救命救急センターの機能を十分に発揮 し、365日24時間体制で重篤な患者に対応 する三次救急医療体制のより一層の充実に 取り組み、救急搬送患者について、引き続 き高い応需率の維持に努めること。

また、ヘリポートを活用するなど、積極的に広域的な対応を行うこと。

イ 救急医療

三次救急医療の役割を担い、ヘリポート併設の救命救急センターとして、24 時間 365 日体制で広域的に重篤な患者を受け入れられるよう必要な医師及び医療スタッフを配置するとともに、適切な病床管理を行い、引き続き高い応需率の維持と高度かつ専門的な救急医療の提供に努める。

(ウ) 各診療科の高度化および医療水準の向上

北勢医療圏の中核的な病院として、病院が有する 医療人材や高度医療機器を効果的に活用し、各診療 科における医療の高度化を図るとともに、県内最高 水準の医療サービスの提供に努める。

また、鏡視下手術等における対象領域の拡大<u>を図</u>るとともに術者を育成する。

さらに、ロボット支援手術、膝関節軟骨移植術等、 当院が実施している高度な医療を引き続き提供する とともに、センター化による部門の横断的な診療体 制の継続に取り組むことにより、地域における医療 水準の向上に寄与する。

指標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
鏡視下手術件数(件)	794	<u>1, 050</u>

イ 救急医療

三次救急医療の役割を担い、ヘリポート併設の救命救急センターとして、24 時間 365 日体制で広域的に重篤な患者を受け入れられるよう必要な医師<u>および</u>医療スタッフを配置するとともに、適切な病床管理を行い、引き続き高い応需率の維持と高度かつ専門的な救急医療を提供する。

	1-7	
指 標	R2 年度	目標
	実績	(<u>各年度</u>)
救急患者受入数(人)	9, 617	13, 200
(内 救命救急センタ	(1, 031)	(1, 320)
一入院患者数)		
救急搬送患者 応需率	98. 9	98. 0
(%)		

ウ 小児・周産期医療 ウ 小児・周産期医療

小児・周産期医療の提供体制を確保するため、他の医療機関と連携及び機能分担を行うとともに、MFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等の適切な運用により、ハイリスク分娩や新生児救急医療に積極的に対応し、地域周産期母子医療センターとしての機能を十分発揮すること。

地域周産期母子医療センターとして、地域の分娩 取扱医療機関等との連携を図るとともに、MFIC U(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集 中治療室)及びGCU(継続保育室)の一層の活用 を進め、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児を積極 的に受入れる。

また、小児医療においては、その特殊性、必要性を考慮し、県全体の小児医療提供体制の充実に寄与するとともに、地域の医療機関と連携を図りつつ役割分担を明確にし、内分泌、心疾患、神経疾患等の専門性の高い疾患に対する小児医療の提供に努める。

指標	R2 年度実	目標
	績	(R8 年度)
NICU 利用患者数(人)	1, 950	1, 970
【新生児集中治療室】		
MFICU 利用患者数(人)	1, 552	1, 640
【母体・胎児集中治療		
室】		

工 感染症医療

第二種感染症指定医療機関としての役割を果たす

指 標	R2 年度 実績	目標 (<u>R8 年度</u>)
救急患者受入数(人) (内 救命救急センター入 院患者数)	9, 617 (1, 031)	13, 200 (1, 320)
救急搬送患者 応需率(%)	98. 9	98. 0

ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の分娩 取扱医療機関等との連携を図るとともに、MFIC U (母体・胎児集中治療室)、NICU (新生児集中 治療室) <u>および</u>GCU (継続保育室) の一層の活用 を進め、ハイリスクの妊婦・胎児および新生児を積 極的に受け入れる。

また、小児医療においては、その特殊性、必要性を考慮し、県全体の小児医療提供体制の充実に寄与するとともに、地域の医療機関と連携を図りつつ役割分担を明確にし、内分泌、心疾患、神経疾患等の専門性の高い疾患に対する小児医療を提供する。

指 標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
N I C U 利用患者数(人) 【新生児中治療室】	1, 950	1, 970
M F I C U 利 用 患 者 数 (人) 【母体・胎児集中治療室】	1, 552	1, 640

工 感染症医療

第二種感染症指定医療機関としての役割を果たす

工 感染症医療

感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院 として役割を果たすとともに、新たな感染症 が発生した際には、県内の中核的な医療機関 として、率先した対応を行うこと。

また、これまでの感染症対策の経験を活かし、他の医療機関に対して積極的に知識やノウハウの共有を行うこと。

(2) 医療安全対策の徹底

ヒヤリ・ハット事例や医療事故に関する情報収集・分析を行い、検証結果を職員に周知するなど、医療事故の未然防止や再発防止に徹底的に取り組むとともに、手術を行うにあたり、関係者間で情報共有を図る体制を整え、それぞれの症例に適切な術式で実施すること。

また、院内感染対策を確実に実施し、患者が安心して治療に専念できる環境を提供するとともに、地域の医療機関の感染対策への積極的な支援に努めること。

ため、新たな感染症等の発生時には、受入病床の確保や検査体制の充実に努めるとともに、他の医療機関では対応が困難な妊婦などの受入体制を整備し、関係機関と連携して率先した対応を行う。新たな感染症等の発生に備え、迅速に対応できる体制の検討や感染症対応の手術室など、施設・設備の充実を図る。

また、エイズ治療拠点病院として、HIV感染症の治療を行うとともに、県内拠点病院との連携を図り、総合的、専門的な医療を提供する。

さらに、三重県感染対策支援ネットワークの運営 に協力し、これまでの感染症対策の経験に基づく知 識や感染対策の方法等を他の医療機関と共有するこ とにより、感染症対策の支援を行う。

加えて、これまでの感染症対策の経験を活かし、 院内の「感染防止マニュアル」<u>及び</u>PPE(個人防 護具)等の資器材の継続的な見直しを行うととも に、必要に応じて「診療継続計画」に沿った訓練を 計画、実施する。

(2) 医療安全対策の徹底

ヒヤリ・ハットや有害事象に関する事例の情報 収集・分析を行い、検証結果を職員に周知するな ど、医療事故の未然防止や再発防止に徹底的に取 り組む。

手術においては、各症例に適した術式で実施するため、多職種間での情報共有を図る体制を整える。

また、院内感染対策については、院内感染対策指針に基づき、感染対策チーム(ICT)などの運用により、院内感染を防止し、安心して治療に専念できる環境を患者に提供する。

ため、新たな感染症等の発生時には、受入病床の確保や検査体制の充実に努めるとともに、他の医療機関では対応が困難な妊婦などの受入体制を整備し、関係機関と連携して率先した対応を行う。新たな感染症等の発生に備え、迅速に対応できる体制の検討や感染症対応の手術室など、施設・設備の充実を図る。

また、エイズ治療拠点病院として、HIV感染症の治療を行うとともに、県内拠点病院との連携を図り、総合的、専門的な医療を提供する。

さらに、三重県感染対策支援ネットワークの運営に協力し、これまでの感染症対策の経験に基づく知識や感染対策の方法等を他の医療機関と共有することにより、感染症対策の支援を行う。

加えて、これまでの感染症対策の経験を生かし、 院内の「感染防止マニュアル」<u>および</u>PPE(個人 防護具)等の資器材の継続的な見直しを行うととも に、必要に応じて「診療継続計画」に沿った訓練を 計画、実施する。

(2) 医療安全対策の徹底

ヒヤリ・ハットや有害事象に関する事例の情報 収集・分析を行い、検証結果を職員に周知するな ど、医療事故の未然防止や再発防止に徹底的に取 り組む。

手術においては、各症例に適した術式で実施するため、多職種間での情報共有を図る体制を整える。

また、院内感染対策については、院内感染対策指針に基づき、感染対策チーム(ICT)などの運用により、院内感染を防止し、安心して治療に専念できる環境を患者に提供する。

(3) 信頼される医療の提供

診療にあたっては、患者との信頼関係の構築に努め、ニーズをふまえた最適な医療を提供すること。

また、クリニカルパスの導入を推進するとともに、インフォームドコンセントの徹底やセカンドオピニオンの整備など体制の充実を図り、患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。

(4) 患者・県民サービスの向上

診察、検査、会計等にかかる待ち時間の改善、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備やプライバシー配慮に対する職員の意識改革、相談体制の充実など、患者や家族の視点に立って利用者の満足度の向上を図ること。

また、患者や家族、県民から信頼を得られるよう、職員の意識を高め、接遇の向上に取り組むこと。

(3) 信頼される医療の提供

県民から信頼される病院を目指し、患者ニーズを ふまえた最適かつ質の高い医療を提供するととも に、診療科目等の充実に努める。

また、クリニカルパスを着実に運用することにより、治療に関する患者の不安の解消に努めるとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化等を図る。

さらに、検査<u>及び</u>治療の選択における患者の自己 決定権を尊重し、インフォームドコンセントの徹底 及びセカンドオピニオンへの的確な対応を行う。

指標	R2 年度	目標
	実績	(<u>合年度</u>)
クリニカルパス利用率	43. 4	<u>40. 0</u>
(%)		

(4) 患者・県民サービスの向上

患者・県民サービスの向上を図るため、定期的に 患者満足度調査を実施し、課題等を把握して対策を 講じる。

待ち時間短縮に向けた取組として、オンライン資格確認等のサービス等の導入を行い、患者のプライバシー確保については、患者の個人情報を適切に管理するとともに、当院が定める「個人情報の保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」に沿って、プライバシー配慮について職員への啓発等による意識改革に努める。

また、相談支援については、退院相談、医療費・ 医療扶助等の相談のほか、引き続き医療・健康に関 する情報の提供を行うなど患者相談窓口の充実を

(3) 信頼される医療の提供

県民から信頼される病院を目指し、患者ニーズを ふまえた最適かつ質の高い医療を提供するととも に、診療科目等の充実に努める。

また、クリニカルパスを着実に運用することにより、治療に関する患者の不安の解消に努めるとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化等を図る。

さらに、検査<u>および</u>治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、インフォームドコンセントの徹底<u>および</u>セカンドオピニオンへの的確な対応を行う。

指標	R2 年度	目標
	実績	(<mark>R8 年度</mark>)
クリニカルパス利用率	43. 4	<u>42. 0</u>
(%)		

(4) 患者・県民サービスの向上

患者・県民サービスの向上を図るため、定期的に患 者満足度調査を実施し、課題等を把握して対策を講 じる。

待ち時間短縮に向けた取組として、オンライン資格確認等のサービス等の導入を行い、患者のプライバシー確保については、患者の個人情報を適切に管理するとともに、当院が定める「個人情報の保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」に沿って、プライバシー配慮について職員への啓発等による意識改革を図る。

また、相談支援については、退院相談、医療費・ 医療扶助等の相談のほか、引き続き医療・健康に関 する情報の提供を行うなど患者相談窓口の充実を 図るとともに、接遇研修の実施などにより職員の意識向上に努め、利用者の満足度の向上を図る。

指標	R2 年度実績	目標(<mark>各年度</mark>)
患者満足度		
入院患者(%)	97. 3	<u>94. 0</u>
外来患者(%)	93. 8	92. 0

2 非常時における医療救護等

大規模災害の発生等の非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすとともに、県外における大規模災害発生時にも医療救護等の協力を行うこと。

(1) 大規模災害発生時の対応

南海トラフ地震など大規模災害発生時に は、三重県地域防災計画等に基づき、医療救 護活動の拠点としての機能を担うとともに、 災害派遣医療支援チーム(DMAT)の県内 外への派遣など、医療救護活動に取り組むこ と。

また、基幹災害拠点病院として、DMATなどの要員の育成や災害医療訓練を行うなど、大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。

2 非常時における医療救護等

大規模災害発生等の非常時には、県内の医療提供 体制を確保するため、災害医療の中核的な病院とし て活動する。

また、県外での大規模災害発生時においては災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣し災害医療に取り組む。

(1) 大規模災害発生時の対応

南海トラフ地震など大規模災害発生時には、県、 国の要請に応じて、災害拠点病院として被災患者の 受入れや広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)業務 を行うとともに、DMAT参集拠点病院となり、県 内外へのDMATの派遣、被災者広域搬送など救護 活動を行う。

また、基幹災害拠点病院として、近隣病院や地域の医師会等の関係機関と連携した災害医療訓練等を 実施するとともに、他の災害拠点病院等と連携・協力して取り組む体制整備を図る。

さらに、大規模災害の発生に備え、非常用電源設備などの充実を図る。

図るとともに、接遇研修の実施などにより職員の意識向上に努め、利用者の満足度の向上を図る。

指 標	R2 年度実績	目標 (<mark>R8 年度</mark>)
患者満足度		
入院患者(%)	97. 3	<u>96. 0</u>
外来患者(%)	93. 8	92. 0

2 非常時における医療救護等

大規模災害発生等の非常時には、県内の医療提供 体制を確保するため、災害医療の中核的な病院とし て活動する。

また、県外での大規模災害発生時においては災害 派遣医療チーム(DMAT)を派遣し災害医療に取 り組む。

(1) 大規模災害発生時の対応

南海トラフ地震など大規模災害発生時には、県、国の要請に応じて、災害拠点病院として被災患者の受入れや広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)業務を行うとともに、DMAT参集拠点病院となり、県内外へのDMATの派遣、被災者広域搬送など救護活動を行う。

また、基幹災害拠点病院として、近隣病院や地域の医師会等の関係機関と連携した災害医療訓練等を 実施するとともに、他の災害拠点病院等と連携・協力して取り組む体制整備を図る。

さらに、大規模災害の発生に備え、非常用電源設備などの充実を図る。

(2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応

新たな感染症が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症流行時の経験もふまえ、知事の要請に応じて、関係機関と連携・協力しながら医療提供体制の確保を図ること。

3 医療に関する地域への貢献

地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し、支援することにより、地域の医療機関からも信頼される病院となること。

(1) 地域の医療機関等との連携強化

県民に適切な医療を提供できる体制の構築 に資するため、病院・病床機能の分化・連携 を念頭に、地域連携クリニカルパスの活用、 高度医療機器や病床の共同利用を行うなど、 地域の医療機関との連携・協力体制を一層強 化すること。

また、退院患者の在宅医療への移行にあたっては、患者が安心して生活できるよう、地域の医療機関との診療の連続性への配慮だけでなく、地域の介護・福祉サービスとの連携による支援にも配慮し、医療・介護・福祉が切れ目なく提供されるよう努めること。

	7		·*/	<110. TT. TZ	が正/ 小異し下る	
指	標		R2	年度実績	目標	
					(<mark>各年度</mark>)	
DMA	T	(災害派遣医		23	23	
療チー	-ム)) 隊員数(人)				

(2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対

新たな感染症が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を<u>活かし</u>、知事の要請に応じて、県<u>及び</u>市町<u>並びに</u>地域医師会と連携し、医療提供体制を確保する。

3 医療に関する地域への貢献

地域の医療機関等との連携を強化するとともに、 医師の派遣等の支援を行い、地域の医療水準の向上 及び医療体制の整備に貢献する。

また、四日市公害患者に対する治療は、引き続き的確に対応する。

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域医療支援病院として、他の医療機関との連携 及び病床機能の分化をふまえ、紹介患者の積極的な 受入れ<u>及び</u>逆紹介による入退院支援・調整を行うと ともに、地域連携クリニカルパスの活用、高度医療 機器の共同利用やセミオープンベッドの運用等に 取り組む。

また、入退院患者に必要とするサービスが提供されるよう、地域の医療・介護・福祉サービス事業者と連携して、患者・家族の支援を行う。

,		
指標	R2年度	目標
	実績	(<mark>R8年度</mark>)
DMAT(災害派遣医療	23	23
チーム)隊員数(人)		

(2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応

新たな感染症が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を生かし、知事の要請に応じて、県<u>および</u>市町<u>ならびに</u>地域医師会と連携し、医療提供体制を確保する。

3 医療に関する地域への貢献

地域の医療機関等との連携を強化するとともに、 医師の派遣等の支援を行い、地域の医療水準の向上 および医療体制の整備に貢献する。

また、四日市公害患者に対する治療は、引き続き的確に対応する。

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域医療支援病院として、他の医療機関との連携 および病床機能の分化をふまえ、紹介患者の積極的 な受入れ<u>および</u>逆紹介による入退院支援・調整を行 うとともに、地域連携クリニカルパスの活用、高度 医療機器の共同利用やセミオープンベッドの運用等 に取り組む。

また、入退院患者に必要とするサービスが提供されるよう、地域の医療・介護・福祉サービス事業者と連携して、患者・家族の支援を行う。

指標	R2 年度 実績	目標 (R8 年度)
紹介患者数(人)	8, 782	<u>9, 500</u>

指標	R2 年度 実績	目標 (R8 年度)
紹介率(%)	75. 1	75. 0
逆紹介率(%)	94. 4	84. 0

指標	R2 年度 実績	目標 (R8 年度)
病診連携検査数 (件)	1, 994	2, 300

指標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
紹介患者数(人)	8, 782	<u>10, 000</u>
紹介率(%)	75. 1	75. 0
逆紹介率(%)	94. 4	84. 0
病診連携検査数(件)	1, 994	2, 300

(2) 医療機関への医師派遣

医師の確保・定着を図りつつ、医師不足の 深刻な公的病院等に対して医師を派遣するな ど、地域の医療提供体制の確保に貢献するこ と。

4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

医師等の医療従事者について、優れたスタッフの確保・定着を図るため、教育及び研修の充実等に取り組み、医療従事者にとって魅力ある病院となるよう努めること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう、医療従事者の資質向上のための取組を行うこと。

(2) 医療機関への医師派遣

他の医療機関への麻酔科医等の派遣など、地域の 医療提供体制の確保に貢献するとともに、臨床研修 医の育成に努め、医師の確保を図る。

また、三重県へき地医療支援機構等の要請に応じて代診医等の派遣に協力する。

4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

医療従事者として成長できる魅力的な病院となるよう関係機関と連携して教育<u>及び</u>研修の充実を図るとともに、県内の医療水準の向上に向けた医療人材の育成に<mark>努める</mark>。

(2) 医療機関への医師派遣

他の医療機関への麻酔科医等の派遣など、地域の 医療提供体制の確保に貢献するとともに、臨床研修 医の育成に努め、医師の確保を図る。

また、三重県へき地医療支援機構等の要請に応じて代診医等の派遣に協力する。

4 医療従事者の確保・定着および資質の向上

医療従事者として成長できる魅力的な病院となるよう関係機関と連携して教育<u>および</u>研修の充実を図るとともに、県内の医療水準の向上に向けた医療人材の育成に<u>取り組む</u>。

(1) 医療人材の確保・定着

資質の高い人材の確保・定着を図るため、 関係機関との連携や研修等の充実に努めると ともに、優秀な研修・実習指導者の育成等に 取り組むこと。特に臨床研修医については、 積極的に受け入れるとともに、関係機関と連 携し、専門医制度に基づいた研修を行うこ と。また、働き方改革に対応し、意欲・能力 を十分に発揮できる働きやすい環境づくりを 行い、法人職員や医療職をめざす者にとって 魅力ある病院となるよう努めること。

(1) 医療人材の確保・定着

院内における指導・研修環境をより一層充実させるため、効果的な研修プログラムを策定・実施するなど、研修機関としての機能の充実に取り組み、県内の医療人材の育成・定着を図る。

医師については、三重大学等と連携し、診療能力の向上及び診療技術の習得に対してきめ細かな支援体制を整え、研修プログラムの内容の充実を図り、臨床研修医等を積極的に受け入れ、育成する。

また、後期臨床研修施設としての魅力を向上させるため、専門医制度に基づいた研修環境を整備し、優れた指導医のもとで豊富な症例を経験できる体制を整える。

指標	R2 年度実績	目標 <mark>(各年度</mark>)
初期及び後期研修医	43	32
数(人)		

看護師については、看護キャリアラダーの効果的 運用や、専門性の高い看護職員を中心としたチーム 活動を推進することによりキャリアアップを<u>目指</u> し、人材育成につなげる。

また、看護師養成校・大学等との連携を深めることにより志望者の増加を図り、優秀な人材を計画的に確保することに努める。

職員の定着を図るため、働き方改革を実現する育児休業制度や介護休暇等各種制度利用の推進に取り組み、家庭と仕事の両立ができ、働き続けられる職場作りに努める。

(1) 医療人材の確保・定着

院内における指導・研修環境をより一層充実させるため、効果的な研修プログラムを策定・実施するなど、研修機関としての機能の充実に取り組み、県内の医療人材の育成・定着を図る。

医師については、三重大学等と連携し、診療能力の向上<u>および</u>診療技術の習得に対してきめ細かな支援体制を整え、研修プログラムの内容の充実を図り、臨床研修医等を積極的に受け入れ、育成する。

また、後期臨床研修施設としての魅力を向上させるため、専門医制度に基づいた研修環境を整備し、優れた指導医のもとで豊富な症例を経験できる体制を整える。

指 標	R2 年度	目標
	実績	(<u>R8 年度</u>)
初期および後期研修医数	43	39
(人)		

看護師については、看護キャリアラダーの効果的 運用や、専門性の高い看護職員を中心としたチーム 活動を推進することによりキャリアアップを<mark>めざ</mark> し、人材育成につなげる。

また、看護師養成校・大学等との連携を深めることにより志望者の増加を図り、優秀な人材を計画的に確保することに努める。

職員の定着を図るため、働き方改革を実現する 育児休業制度や介護休暇等各種制度利用の推進に 取り組み、家庭と仕事の両立ができ、働き続けら れる職場作りに取り組む。

指 標	R2 年度実績	目標
		(<u>各年度</u>)
看護師定着率(%)	93. 7	92.0

医療技術職員については、職員一人ひとりの能力 や経験等をふまえ、学会等が実施する研修等を活用 し、専門的な知識及び技術の向上を図ることにより 確保・定着に努める。

(2) 資格の取得への支援

病院機能に応じて必要となる専門医、認定 看護師などの資格取得に向けた支援を行うこ と。

(3) 医療従事者の育成への貢献

医学生、看護学生の実習を積極的に受け入れるなど、県内の医療従事者の育成に貢献すること。また、県内の教育機関や医療機関等の求めに応じて講師を派遣するなど、医療従事者の育成・教育に係る要請に積極的に協力すること。

(2) 資格の取得への支援

専門医・認定医、認定看護師等、病院機能の向上 に必要な資格取得を支援するため、院内の指導・研 修体制のより一層の充実を図るとともに、資格を取 得しやすい職場環境を創出する。

特に、病院機能や看護の質の向上のため、タスクシフトに繋がる特定行為研修受講を支援する。

指 標	R2 年度 実績	目標 <u>(各年度</u>)
特定行為研修修了者 数(人)	0	1

(3) 医療従事者の育成への貢献

県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護 学生等の実習の受入体制を整備するとともに、臨地 実習指導者等の養成に努め、積極的に実習生を受け 入れる。

また、県内の教育機関や医療機関・福祉施設等から、医療従事者の育成・教育を目的とした研修会等への講師派遣の要請には積極的に対応する。

特に看護師においては、専門性の高い専門・認定 看護師等を積極的に派遣し、県内医療従事者の育成 に<mark>努める</mark>。

指標	R2 年度	目標
	実績	(<u>R8 年度</u>)
看護師定着率(%)	93. 7	92. 0

医療技術職員については、職員一人ひとりの能力 や経験等をふまえ、学会等が実施する研修等を活用 し、専門的な知識<u>および</u>技術の向上を図ることによ り確保・定着に努める。

(2) 資格の取得への支援

専門医・認定医、認定看護師等、病院<u>の</u>機能の向上に必要な資格取得を支援するため、院内の指導・研修体制のより一層の充実を図るとともに、資格を取得しやすい職場環境を創出する。

特に、病院機能や看護の質の向上のため、タスクシフトに繋がる特定行為研修受講を支援する。

指 標	R2 年度	目標
	実績	(<u>R8 年度</u>)
特定行為研修修了者数	0	1
(人)		

(3) 医療従事者の育成への貢献

県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護 学生等の実習の受入体制を整備するとともに、臨地 実習指導者等の養成に努め、積極的に実習生を受け 入れる。

また、県内の教育機関や医療機関・福祉施設等から、医療従事者の育成・教育を目的とした研修会等への講師派遣の要請には、積極的に対応する。

特に看護師においては、専門性の高い専門・認定 看護師等を積極的に派遣し、県内医療従事者の育成 に<u>取り組む</u>。

指標	R2 年度 実績	目標 (<mark>各年度</mark>)
臨床研修指導医養成	3	2
講習参加者数(人)		
看護実習指導者養成	0	2
数 (研修修了者)		
(人)		

5 医療に関する調査及び研究

提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図るため、業務運営の改善及び効率化を推進すること。

1 適切な運営体制

医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、必要に応じて運営体制の見直しを図ること。

5 医療に関する調査及び研究

各部門において、臨床研究に積極的に取り組むとともに、研究の成果については、各種学会等での発表や専門誌への論文掲載を進める。

また、新たな医療技術への貢献のため、積極的に治験を受託する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成する ためとるべき措置

医療環境の変化に対応した自律的かつ柔軟な運営体制を維持するとともに、病院・病床機能に応じた弾力的かつ効率的な業務の運営を行う。

1 適切な運営体制の構築

理事長のリーダーシップのもと、バランス・スコア・カード(BSC)を用いて、全職員がビジョンとミッションを共有するとともに、PDCAサイクルによる効果的かつ効率的な組織マネジメントを行うことにより、各部門が専門性を発揮しながら、チーム医療による医療サービスを提供できるよう運営体制の改善を図る。

指標	R2 年度	目標
	実績	(<u>R8 年度</u>)
臨床研修指導医養成講習参	3	2
加者数(人)		
看護実習指導者養成数	0	2
(研修修了者) (人)		

5 医療に関する調査および研究

各部門において、臨床研究に積極的に取り組むと ともに、研究の成果については、各種学会等での発 表や専門誌への論文掲載を進める。

また、新たな医療技術への貢献のため、積極的に治験を受託する。

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

医療環境の変化に対応した自律的かつ柔軟な運営 体制を維持するとともに、病院・病床機能に応じた 弾力的かつ効率的な業務の運営を行う。

1 適切な運営体制の構築

理事長のリーダーシップのもと、バランス・スコア・カード(BSC)を用いて、全職員がビジョンとミッションを共有するとともに、PDCAサイクルによる効果的かつ効率的な組織マネジメントを行うことにより、各部門が専門性を発揮しながら、チーム医療による医療サービスを提供できるよう運営体制の改善を図る。

2 効果的・効率的な業務運営の実現

医療環境の変化に応じて、病床規模の適正 化を図り、また、職員の配置や予算執行を弾力的に行うなど、効果的・効率的な業務運営 を行うこと。

また、ICTなどのデジタル技術の積極的な導入を検討し、地域の医療機関等との情報連携の強化や医療の質の向上などを図ること。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

全ての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。

4 勤務環境の向上

働き方改革に応じて、時間外労働の短縮 や、タスクシフティングの推進、多様な勤務 形態の導入等について検討するとともに、ま た、ワークライフバランスの推進や職場の安 全確保に取り組むなど、職員が働きやすく、 また、働きがいのある病院となるよう勤務環 境の改善を行い、職員満足度の向上を図るこ と。

2 効果的・効率的な業務運営の実現

高度急性期、急性期医療を担う医療機関として、 7対1看護基準体制を維持するとともに、紹介患者 及び救急患者の受入れの増加に努める。

また、医療環境の変化や患者動向に対応して、稼働病床数の見直し<u>及び</u>病棟の再編を行うなど、効率的な病床の配置及び管理に取り組む。

さらに、必要となる職員の確保<u>及び</u>柔軟な配置、 弾力的な予算執行に努める。

加えて、ICTなどのデジタル技術の活用等により、 地域の医療機関等との情報共有や医療の質の向上 などを図る。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

全職員が、病院の基本理念及び基本方針を共有し、医療の質の向上及び経営基盤の強化に向けた業務改善に取り組めるよう診療・経営データや法人情報等を適時かつ的確に職員に周知し、経営参画意識を高める。

また、TQM活動等により継続的な改善活動に 取り組む。

4 勤務環境の向上

働き方改革の実現に向けて、時間外労働の短縮 や、タスクシフティングの推進等に取り組む。

また、職員満足度調査を定期的に実施し、職員の 意見や要望、全国比較により当院の状態等を把握 し、勤務環境の改善を行う。

指標	R2 年度実績	目標
		(<mark>各年度</mark>)
職員満足度 (点)	_	3. 3

2 効果的・効率的な業務運営の実現

高度急性期、急性期医療を担う医療機関として、 7対1看護基準体制を維持するとともに、紹介患者 および救急患者の受入れの増加に努める。

また、医療環境の変化や患者動向に対応して、稼働病床数の見直し<u>および</u>病棟の再編を行うなど、効率的な病床の配置および管理に取り組む。

さらに、必要となる職員の確保<u>および</u>柔軟な配置、弾力的な予算執行に努める。

加えて、ICTなどのデジタル技術の活用等により、地域の医療機関等との情報共有や医療の質の向上などを図る。

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

全職員が、病院の基本理念<u>および</u>基本方針を共有し、医療の質の向上および経営基盤の強化に向けた業務改善に取り組めるよう診療・経営データや法人情報等を適時かつ的確に職員に周知し、経営参画意識を高める。

また、TQM活動等により継続的な改善活動に 取り組む。

4 勤務環境の向上

働き方改革の実現に向けて、時間外労働の短縮 や、タスクシフティングの推進等に取り組む。

また、職員満足度調査を定期的に実施し、職員の 意見や要望、全国比較により当院の状態を把握し、 勤務環境の改善を行う。

指標	R2 年度	目標
	実績	(<mark>R8 年度</mark>)
職員満足度(点)	_	3. 3

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

人材の確保・育成を支える仕組みを整備 し、組織力の向上に向けて、職員一人ひとり が、その意欲と能力を最大限発揮できる環境 づくりを行うこと。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院経営や医療事務に精通した職員を確保・育成することにより、事務部門の専門性の向上を図ること。また、業務の継続的な見直しを行い、事務部門の効率化を図ること。

7 収入の確保と費用の節減

病床利用率の向上に向けた取組、診療報酬制度への適正な対応、診療報酬の請求漏れや返戻の防止、未収金対策の徹底などにより、収入の確保を図るとともに、SPDシステム導入の成果について引き続き検証しつつ、薬品や診療材料の在庫管理の徹底などにより、費用の削減に取り組むこと。

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

院内研修や職場内研修(OJT)を随時実施するとともに、外部研修への参加を促進し、職員の意欲向上及び人材育成に努める。

また、適切な人事管理をめざし、対話を重視した 人事評価制度を運用するとともに、必要に応じて制 度の改善を図る。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

職員の専門性の向上を図るため、財務会計や業務 運営、診療報酬制度等に関する研修を実施するとと もに、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画 的な確保、育成に努める。

また、継続的な業務改善を行い、効率的な事務運営を図る。

7 収入の確保と費用の節減

収入の確保については、高度かつ専門的な医療を 提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化 を図り、紹介患者<u>及び</u>救急患者の受入れの増加につ なげることにより、病床稼働率を向上し、安定的な 収入確保に努める。

また、診療報酬の査定率の減少<u>及び</u>診療報酬改定 等診療報酬制度への適正な対応を図るとともに、未 収金の発生防止<u>並びに</u>回収対策の強化等に取り組 すた。

費用の節減については、SPDシステム導入の成果について引き続き検証しつつ、薬品や診療材料の在庫管理の徹底、診療材料等の共同購入、コンサルタントの活用による材料費の節減、空調設備及びボイラー等の高効率熱源設備等の導入等により、経常経費の節減を図る。

5 人材の確保、育成を支える仕組みの整備

院内研修や職場内研修(OJT)を随時実施するとともに、外部研修への参加を促進し、職員の意欲向上および人材育成に取り組む。

また、適切な人事管理をめざし、対話を重視した 人事評価制度を運用するとともに、必要に応じて制 度の改善を図る。

6 事務部門の専門性の向上と効率化

職員の専門性の向上を図るため、財務会計や業務 運営、診療報酬制度等に関する研修を実施するとと もに、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画 的な確保、育成に取り組む。

また、継続的な業務改善を行い、効率的な事務運営を図る。

7 収入の確保と費用の節減

収入の確保については、高度かつ専門的な医療を 提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化 を図り、紹介患者<mark>および</mark>救急患者の受入れの増加に つなげることにより、病床稼働率を向上し、安定的 な収入<mark>を確保する</mark>。

また、診療報酬の査定率の減少<u>および</u>診療報酬改定等診療報酬制度への適正な対応を図るとともに、 未収金の発生防止<u>ならびに</u>回収対策の強化等に取り 組む。

費用の節減については、SPDシステム導入の成果について引き続き検証しつつ、薬品や診療材料の在庫管理の徹底、診療材料等の共同購入、コンサルタントの活用による材料費の節減、空調設備およびボイラー等の高効率熱源設備等の導入等により、経常経費の節減を図る。

8 積極的な情報発信

県民の医療に関する意識の向上を図るとともに、運営の透明性を確保するため、法人の取組や運営状況などを積極的に情報発信すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

医療環境の変化に対応して、良質で満足度 の高い医療を安定的、継続的に提供できるよ う人件費比率、材料費比率等の適正化によ り、経営の安定化に努め、経常収支の均衡を 図ること。

なお、政策医療の提供に必要な経費については、地方独立行政法人法に基づき、引き続き県が負担する。

指標	R2 年度実績	目標 (R8 年度)
病床稼働率(%)	72. 2	89. 2

8 積極的な情報発信

患者や地域との信頼関係を構築するため、広報誌の定期的な発行やホームページへの情報掲示、マスコミ等への情報提供等、多様な広報手段を活用し、病院の診療<u>及び</u>経営状況に係る情報や地域医療の推進に係る取組を発信する。

また、県民を対象にした一般健康講座や講演会等を開催し、疾病や健康等に関する専門的な保健医療情報をわかりやすく発信・提供することにより、県民の医療に関する意識の向上を図る。

指標	R2 年度実績	目標
		(R8 年度)
ホームページ閲覧数	235, 706	245, 000
(件)		

第4 財務内容の改善に関する事項

良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、「第3業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、経常収支比率は100%以上、医業収支比率は87%以上を<u>目指す</u>。

ただし、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県<u>から負</u>担を受ける。

指標	R2 年度	目標
	実績	(R8 年度)
病床稼働率		
実働病床数ベース (%)	72. 2	89. 2

8 積極的な情報発信

患者や地域との信頼関係を構築するため、広報誌の定期的な発行やホームページへの情報掲示、マスコミ等への情報提供等、多様な広報手段を活用し、病院の診療<u>および</u>経営状況に係る情報や地域医療の推進に係る取組を発信する。

また、県民を対象にした一般健康講座や講演会等 を開催し、疾病や健康等に関する専門的な保健医療 情報をわかりやすく発信・提供することにより、県 民の医療に関する意識の向上を図る。

指 標	R2年度	目標
	実績	(R8年度)
ホームページ閲覧数	235, 706	245, 000
(件)		

第4 財務内容の改善に関する事項

良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、「第3業務運営の改善<u>および</u>効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、経常収支比率は100%以上、医業収支比率は87%以上をめざす。

ただし、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県<u>に負担を求める</u>。

1 予算(令和 4 年度~8 年度)

(表略)

2 収支計画(令和 4 年度~8 年度)

(表略)

3 資金計画(令和 4 年度~8 年度)

(表略)

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

20 億円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給、運営費負担金の受入遅延等による 一時的な資金不足への対応

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成<u>及び</u>能力開発の充実等に<mark>あてる</mark>。

第9 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

病院を利用する者からは、使用料<u>及び</u>手数料として次に掲げる額を徴収する。

1 予算(令和4年度~8年度)

(表 略)

2 収支計画(令和4年度~8年度)

(表略)

3 資金計画(令和4年度~8年度)

(表略)

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

20億円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給、運営費負担金の受入遅延等による 一時的な資金不足への対応

第6 出資等に係る不要財産または出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、または担保に供しようと するときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成<u>および</u>能力開発の充実等に<mark>充てる</mark>。

第9 料金に関する事項

1 使用料および手数料

病院を利用する者からは、使用料<u>および</u>手数料として次に掲げる額を徴収する。

- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項及び第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法並びにその他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課されるものにあっては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))。ただし、診療契約によるものについては、その契約額。
- (2)以下の表の区分欄に掲げるものにあっては、 同表の金額欄に定める額 (表 略)
- (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事 長が定める額。

2 使用料及び手数料の減免

理事長は、特別の事情があると認めたときは、 使用料<u>及び</u>手数料の全部<u>又</u>は一部を減額し、<u>又</u>は 免除することができる。

第10その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

北勢医療圏における中核的病院として、三重県 医療計画との整合を図りながら、地域の医療機関 等との連携・協力体制を強化し、保健医療行政の 取組に対し積極的に協力する。

- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項<u>および</u>第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74条第2項および第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法ならびにその他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課されるものにあっては、その額に消費税<mark>および</mark>地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))。ただし、診療契約によるものについては、その契約額。
- (2)以下の表の区分欄に掲げるものにあっては、 同表の金額欄に定める額 (表略)
- (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事 長が定める額

2 使用料および手数料の減免

理事長は、特別の事情があると認めたときは、 使用料 $_{1}$ を減額し、 $_{2}$ たは免除することができる。

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

北勢医療圏における中核的病院として、三重県 医療計画との整合を図りながら、地域の医療機関 等との連携・協力体制を強化し、保健医療行政の 取組に対し積極的に協力する。

第5 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力

県等が進める保健医療行政の取組に対し、 積極的に協力すること。

2 医療機器・施設の整備・修繕

医療機器や施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要を十分に考慮するとともに、地域の医療機能の分化・連携を見据えて計画的に実施するよう努めること。

また、修繕については、既存の医療機器や施設の長期的な有効活用に加え、大規模災害や公衆衛生上重大な危機が発生した際にも、医療サービス提供を継続できる医療機関として、適切な施設管理に努めること。

3 コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)の徹底

県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう、法令や社会規範を遵守すること

また、コンプライアンス遵守のための院内 教育や研修等を積極的に行い、関係学会の示 すガイドラインや診療報酬制度等を正しく理 解することにより、医療倫理を堅持するこ と。

2 医療機器・施設の整備・修繕

医療機器の整備・修繕については、費用対効果<mark>及</mark> <u>び</u>地域の医療機能の分化・連携を見据えて、計画的 に実施する。

また、施設の整備・修繕については、既存施設の 長期的な有効活用及び費用の平準化を図るため、計 画的に実施するとともに、大規模災害や公衆衛生上 重大な危機の発生に備え、適切な施設管理に努め る。

さらに、大規模災害の発生に備え、非常用電源設備などの充実を図る。

3 コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)の徹底

県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう、医療法をはじめとする関係法令及び社会規範を遵守する。

また、コンプライアンスの徹底のための院内研修等を積極的に行い、関係学会の示すガイドラインや診療報酬制度等を正しく理解し、医療倫理の堅持に努める。

さらに、リスクの把握や分析を行い、内部監査等 を実施することにより、適正な業務執行に努める。

4 業務運営並びに財務及び会計に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設 <mark>及び</mark> 設備の 内容	予定額	財源
病院設備、医療機 器等の設備	•	設立団体からの 長期借入金等

2 医療機器・施設の整備・修繕

医療機器の整備・修繕については、費用対効果<mark>む</mark> よび地域の医療機能の分化・連携を見据えて、計画 的に実施する。

また、施設の整備・修繕については、既存施設の長期的な有効活用<u>および</u>費用の平準化を図るため、計画的に実施するとともに、大規模災害や公衆衛生上重大な危機の発生に備え、適切な施設管理に努める。さらに、大規模災害の発生に備え、非常用電源設備などの充実を図る。

3 コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)の徹底

県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう、医療法をはじめとする関係法令<u>および</u>社会 規範を遵守する。

また、コンプライアンスの徹底のため院内研修 等を積極的に行い、関係学会の示すガイドライン や診療報酬制度等を正しく理解し、医療倫理の堅 持に努める。

さらに、リスクの把握や分析を行い、内部監査等 を実施することにより、適正な業務執行に努める。

4 業務運営ならびに財務および会計に関する事項

(1) 施設および設備に関する計画

施設 <mark>および</mark> 設備 の内容	予定額	財源
病院設備、医療機 器等の整備	6,566百万円	設立団体から の長期借入金 等

第三期中期目標	/ 第三期中期計画(案) <r3.11.12 現在="">※黄色枠は</r3.11.12>	12/15 常任委員会指摘 / 第三期中期計画(修正案)
	(2) 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院 施設の整備、医療機器の購入、人材育成 <u>及び</u> 能力	(2) 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施 設の整備、医療機器の購入、人材育成 <mark>および</mark> 能力開
	開発の充実等に充てる。 (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし	発の充実等に充てる。 (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし